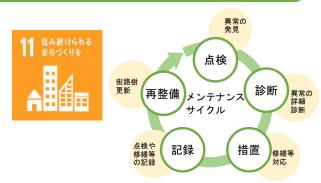
静岡市道路附属物維持管理計画(街路樹編)—概要版—

1. 静岡市道路附属物維持管理計画(街路樹編)の目的

街路樹の倒木や落枝等による道路利用者への被害を未然に防止するとともに、街路樹の適正な管理により良好な都市景観を形成するため、街路樹の点検、診断、措置、記録といったメンテナンスサイクルを効果的に回す取組を実施し、維持管理、更新による方針を定めるための道路附属物維持管理計画(街路樹編)(以下「街路樹維持管理計画」という。)を策定する。



2. 静岡市の街路樹の現状と課題

静岡市では、高木約 16,000 本、中木約 4,700 本、低木約 48,000 ㎡を維持管理している。

これらの街路樹は、植栽されてから大きく成長しており、樹高は5m以上が全体の約半数、幹周も90cm以上が2割程度となっている。

街路樹は、静岡市で定められている植樹帯有効幅員、植栽基準に基づき植栽するものであるが、一部の街路樹においては基準に適合していない樹種が植栽されている場合もある。これは、街路樹にとっては十分な生育環境が確保されておらず、高木・中木では倒伏のリスクが高まると考えられる。

また、令和元年度にトウカエデやイチョウ、プラタナス、マテバシイ等の一部で街路樹診断を行った 結果、不健全と診断された街路樹もあった。









街路樹が街の顔となる道路

倒え

植樹帯幅員と樹種のミスマッチ

静岡市の街路樹の維持管理に関する課題は以下のとおりである。

- ①落枝・倒木・根上りによる事故の未然防止
- ②歩道幅員に応じた植栽スペースの確保と街路樹の適正配置による安心・安全な空間の確保
- ③限られた予算の有効活用
- 4)住民要望への対応

3. 街路樹維持管理の基本方針・取組方針・具体的な取組

【基本方針】

- 1. 安心・安全で快適な緑のみちづくり
- 2. 効率的な管理が持続する緑のみちづくり
- 3. 市民とともに緑を育てるみちづくり

【取組方針1】街路樹を健全に維持する

- ①静岡市内の高木を対象とした計画的な街路樹健全度調査の実施
- ②街路樹の健全性を確保するための街路樹健全度調査の確実な実施
- ③維持管理に関する技術力の向上と技術の継承

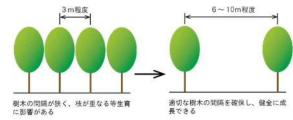
【街路樹健全度調査】

街路樹の活力を確認する「街路樹点検」と専門家である樹木医が詳細に樹木の腐朽や異状について診断する「街路樹診断」で構成される「街路樹健全度調査」を実施する。なお、街路樹健全度調査の結果は、健全度 I~IVにより評価し、各健全度に応じた対応を行う。

点検	・診断種別	対象街路樹	点検頻度	点検者・診断者
街路樹点検				
	通常点検	高木(樹高3m以上・幹周90cm以上)	5年に1回を目安	・樹木医 ・街路樹の点検に関する技術 と経験を有する者 ・街路樹健全度調査に関する 研修を受けた道路管理者
	簡易点検	高木 (樹高 3 m以上·幹周 90cm 未満)	5年に1回を目安	・街路樹の点検に関する技術 と経験を有する者 ・街路樹健全度調査に関する 研修を受けた道路管理者
	日常点検	低木・中木・高木	巡回時	道路管理者
街路樹診断				
	外観診断	各点検で「要調査」と判定	「要調査」判定時	樹木医
	詳細診断	外観診断で「要調査」	「要調査」判定時	樹木医

【取組方針2】街路樹が必要な路線や適切な配置、樹種を明確にする

- ①植樹帯幅員や沿道環境に応じた樹種の選定
- ②街路樹の更新や視距を確保するための街路樹再整備
- ③街路樹の必要性の再確認
- ④道路の位置づけ等に応じた植栽パターン・植栽密度の設定



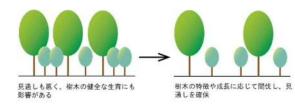


図 適切な植栽間隔での配置

図 適正な密度による見通しの良い植栽

【取組方針3】維持管理にメリハリをつける

- ①優先順位(配慮が必要な地域や路線)の設定
- ②維持管理の履歴の継続的な記録

【取組方針4】市民協働の推進等により通報や要望の多い区間・樹種を改善する

- ①市民からの情報提供のストックと活用
- ②沿道住民等と連携した街路樹管理の推進